

小平市家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行 実施計画（案）

平成30年（2018年）3月

小平市

〈目 次〉

第 1 章 家庭ごみ有料化及び戸別収集の目的と効果	1
1 実施の経緯	1
(1) 国の動向	1
(2) 東京都・多摩地域の動向	1
(3) 小平市における経緯	2
2 実施の目的	6
(1) 意識の変化によるごみの減量や 3 R の推進	6
(2) 負担の公平性の確保	6
(3) ごみ処理に係る経費の削減	6
3 ごみ処理の現状と課題	7
(1) 小平市のごみ量	7
(2) 負担金の削減	9
(3) 環境負荷や地域の負担の軽減	9
(4) リデュースの推進	9
(5) リサイクルの推進	9
4 家庭ごみ有料化の実施状況と効果	11
(1) 実施状況	11
(2) ごみ減量効果	13
(3) ごみ減量効果の持続	15

第2章 小平市が実施する家庭ごみ有料化及び戸別収集のあり方 17

1	家庭ごみ有料化の方法	17
(1)	実施時期	17
(2)	対象範囲	17
(3)	手数料負担の仕組み	18
(4)	手数料の設定	19
(5)	小平市の指定袋の仕様	24
(6)	減免措置	25
(7)	手数料収入の使い道	26
2	戸別収集の方法	27
(1)	実施時期	27
(2)	実施方法	28
(3)	期待される効果	28
(4)	課題への対応	29
3	円滑な実施に向けた取組	30
(1)	新たな収集体制の構築	30
(2)	市民への周知啓発の徹底	31
(3)	市民との協働	32
(4)	ごみ減量のための併用施策の拡充	32
(5)	不法投棄と不適正排出への対応	34
(6)	情報公開	34
(7)	評価と見直し	34
4	今後のスケジュール	35
	資料編	36

第1章 家庭ごみ有料化及び戸別収集の目的と効果

1 実施の経緯

(1) 国の動向

「大量生産」、「大量消費」、「大量廃棄」の社会経済システムは、私たちの生活に豊かさや快適さをもたらしました。一方で、この社会経済システムでは、天然資源を大量に消費し、ごみの発生などの環境負荷を増大させてしまいます。そのため、国では、平成12年（2000年）6月に、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた循環型社会を形成することを目的として、循環型社会形成推進基本法を制定しました。循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理の優先順位を、第一に「発生抑制（リデュース：Reduce）」、第二に「再使用（リユース：Reuse）」、第三に「再生利用（リサイクル：Recycle）」、第四に「熱回収」を行い、それでも利用できないものは「適正処分」を行うこととしています。

環境省では、平成17年（2005年）5月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正しました。この改正では、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国の方針として家庭ごみ有料化を推進することが明確化されています。

また、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3Rを推進する一つ的手段として、市町村がごみの有料化の導入や制度内容を見直す際の参考とするべく「一般廃棄物処理有料化の手引き」を平成19年（2007年）6月に作成（平成25年（2013年）4月に改定）し、市町村の家庭ごみ有料化を国全体の施策の方針として示しています。

(2) 東京都・多摩地域の動向

東京都では、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（平成28年（2016年）3月策定）において、「東京都としては家庭ごみ有料化未実施の区市町村に対し、ごみ減量に有効な手法の一つとして、家庭ごみ有料

化に向けた議論を促していく」としています。

東京都市長会においては、多摩地域におけるごみゼロ社会を目指して、平成13年（2001年）10月に政策提言「多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして—家庭ごみの有料化について—」を策定し、「平成15年度を目途に全市において家庭ごみの有料化を進める。」としています。

東京たま広域資源循環組合では、第5次廃棄物減容（量）化基本計画（平成27年（2015年）7月策定）において、「ごみ有料化は減量効果が高い施策であり、22団体が実施、4団体も検討中」としています。

こうした背景から、多摩地域においては、既に26市中24市が家庭ごみ有料化を実施しています。

（3）小平市における経緯

①小平市の現状

小平市では、平成26年（2014年）3月に「小平市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、【こつこつ小平 『もったいない』が 根付くまち】を基本理念として、3R推進に取り組んでおり、資源化品目の拡大や、ごみ分別アプリの配信など、様々な施策を展開しています。

一方で、燃えるごみの半分近くの割合を占める生ごみ・未利用食品の削減といった課題や、容器包装プラスチックのうち、ビニール袋やラップ等の軟質のものについては、現在処理を行っている小平市リサイクルセンターの処理能力の関係上、燃えるごみとして収集しており、資源化できていないといった課題があります。

②小平市のごみ処理に関する基本計画での位置付け

小平市では、平成12年度（2000年度）に事業系ごみの有料化を実施し、平成15年（2003年）3月策定の「小平市ごみ処理基本計画」では、平成15年度（2003年度）から平成17年度（2005年度）までの間に家庭ごみ有料化を実施するとし、平成20年（2008年）3月策定の「小平市ごみ処理基本計画」では、家庭ごみ有料化について、継続して検討するとしていました。

その後、前述の、平成26年（2014年）3月策定の基本計画では、家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行を重点施策の一つとして位置付けています。

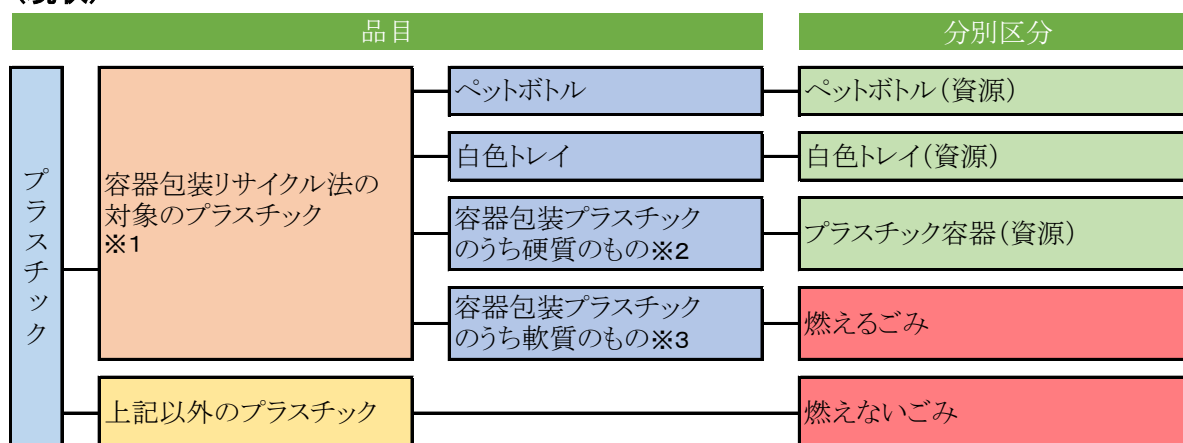
なお、基本計画では、家庭ごみ有料化に当たり、ごみを出す市民が資源の分別を徹底することで、ごみ処理費用の負担を軽減できるように、条件を整備することが必要であるとしています。

そのため、現在、資源化ができていない軟質容器包装プラスチックを含めた全量の容器包装プラスチックの分別収集・資源化とともに、家庭ごみ有料化を実施することとしています。

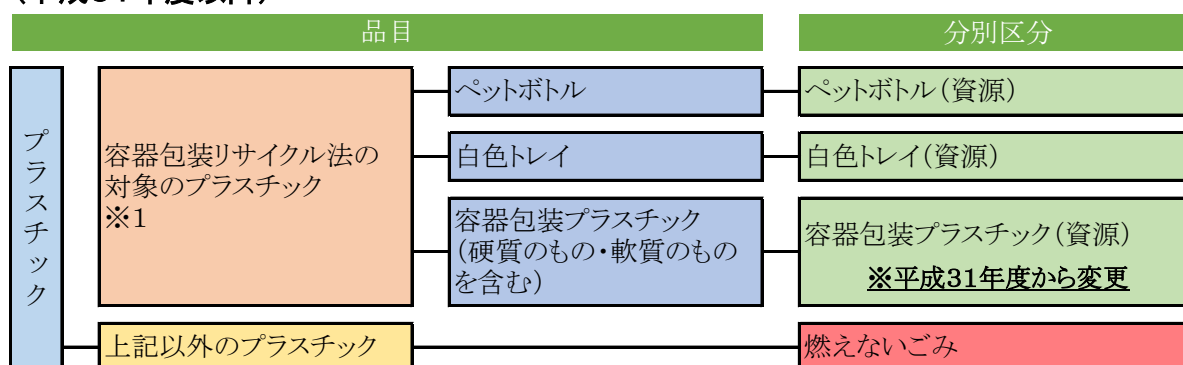
全量の容器包装プラスチックの分別収集・資源化については、小平市・武蔵村山市・東大和市が共同で設置している小平・村山・大和衛生組合が、3市が共同してペットボトルと容器包装プラスチックの処理を行うための「小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設」の建設に向けて、平成29年（2017年）1月に施設整備工事契約を締結しており、平成31年度（2019年度）に稼働することが予定されています。

表1-1-1 現状と平成31年度以降のプラスチックの分別区分

(現状)



(平成31年度以降)



(注)

- ※1 容器包装リサイクル法の対象のプラスチックとは、商品を入れる「容器」および商品を包む「包装」であり、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるものです。
- ※2 容器包装プラスチックのうち硬質のもの(プラスチック容器)とは、ボトル類やたまごのパックなど、硬くて形のある容器包装プラスチックです。
- ※3 容器包装プラスチックのうち軟質のものとは、菓子袋などのフィルム状の軟らかい容器包装プラスチックです。

③小平市廃棄物減量等推進審議会の答申

小平市廃棄物減量等推進審議会においては、平成13年（2001年）に、家庭ごみ有料化の導入について「市民に費用負担を求めること（家庭ごみの有料化）が必要であると考え。」との答申を受けており、更に平成28年（2016年）には「小平市一般廃棄物処理基本計画に定める重点施策の実現について（答申）」の中で、家庭ごみ有料化について、「平成31年度（2019年度）での実施に向けて、市としての体制を整えた上で、実施内容について十分な検討・準備を進めること。」との答申を受けています。

④ごみ処理施設の更新

小平市で出されたごみのうち、燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみについては小平・村山・大和衛生組合に、その他の資源については、小平市リサイクルセンターなどに搬入され、処理や保管が行われています。

これらの各処理施設については、いずれも建設から年数が経過しており、施設の老朽化及び設備の旧式化のため、今後、建て替えなどの更新を計画的に進めていく必要があります。

各施設の更新や、前述の「小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設」の建設に当たっては、建設費用の抑制や各施設の近隣住民の負担軽減などを考慮し、最小限の施設の規模で足りるようにするため、ごみをできる限り減量する必要があります。

⑤「家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行」についての基本方針

これらを踏まえて、家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行については、「小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設」の稼働に伴う、全量の容器包装プラスチックの資源化・分別収集に合わせて、平成31年度（2019年度）を目途に実施するとして『「家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行」についての基本方針』を、平成29年（2017年）4月に策定しました。

基本方針では、家庭ごみ有料化の対象範囲や手数料負担の仕組み、家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施時期などの詳細な事項については、本実施計画において示すこととしています。

表 1-1-2 「小平市一般廃棄物処理基本計画」(平成 26 年(2014 年) 3 月策定)における家庭ごみ有料化及び戸別収集の位置付け(抜粋)

第 2 章 現状と課題

4. 今後に向けた課題

(5) 家庭ごみ有料化・戸別収集

① 家庭ごみの有料化

家庭ごみ有料化については、廃棄物の問題に対して市民一人ひとりに関心を持ってもらうことなどにより、ごみだけでなく、資源物も含めた廃棄物の総量を減量する効果が期待されます。

(中略)

家庭ごみの有料化を実施する場合には、資源化品目の拡大など、ごみ減量のための条件を整えるほか、不法投棄等のデメリットを少なくする方策や、有料化によって環境負荷の削減やごみ減量など、どのようなメリットがあるのかを明らかにして、費用負担に係る市民の理解を得る必要があります。

② 戸別収集

(中略)

現在の収集方式であるステーション方式は、排出者が特定しにくいいため、ルール違反などが発生しやすいことや、設置場所や日々の管理などをめぐるトラブルが発生しやすいといった問題があります。

(中略)

戸別収集については、ステーション方式に比べて、収集経費の増加や、収集車両が排出する排気ガスの増加といったデメリットがありますが、市民一人ひとりに自分が出す廃棄物に責任を持ってもらえるようになること、一人暮らし高齢者などの普段のごみ出しが困難な世帯にとってはサービスの向上となること、道路上の集積所がなくなることでまちの美観が向上することなどのメリットがあります。

2 実施の目的

小平市では、3Rの推進のため、様々な施策に取り組んでおり、その施策の一つとして、市民の皆さまにごみの減量や資源の分別の徹底などに対してより一層取り組んでいただくための、意識の変化や向上を図ることを目的に家庭ごみ有料化を実施します。

(1) 意識の変化によるごみの減量や3Rの推進

家庭ごみ有料化に伴い、ごみ処理手数料を負担することによって、ごみに対する関心の高まり、ごみ処理の流れや費用、分別の必要性といったことへの気付きや認識が促されます。

その上で、市民一人ひとりにごみをなるべく出さないようにする意識が生まれ、ごみの減量や分別・資源化の徹底の取組へと促すことで、ごみの減量や3Rの推進を図ります。

(2) 負担の公平性の確保

ごみ処理事業をすべて税金でまかなっている現状では、ごみをたくさん出した場合も、減量の努力により少なく出した場合も、ごみ処理に係る費用負担に変化はありません。しかし、ごみ排出量に応じて費用負担が変わるようにすることで、ごみを減らす努力をした場合の負担が軽減されるような仕組みになります。

家庭ごみ有料化によって、ごみをたくさん出す人と少なく出す人の間で負担の公平性を確保することで、ごみの減量や分別・資源化の徹底に取り組む意欲の向上を図ります。

(3) ごみ処理に係る経費の削減

家庭ごみ有料化の実施により、ごみの減量や資源の分別の徹底への意識が向上し、その結果として、家庭から排出されるごみの減量が期待されます。

家庭から排出されるごみの量が減った場合には、収集や処理に係る経費などを削減することができます。また、前述のとおり、今後の各ごみ処理施設の更新に際しては、施設の規模をより小さくすることができ、建設費用や維持管理費などを削減することができます。

3 ごみ処理の現状と課題

(1) 小平市のごみ量

小平市の家庭から排出されるごみ・資源の量を示す、市民1人1日当たりの収集ごみ・資源量（以下「収集ごみ・資源量原単位」という。）と、市民1人1日当たりの収集ごみ量（以下「収集ごみ量原単位」という。）については以下のとおりとなっています。

①収集ごみ・資源量原単位※

小平市では、基本計画に基づいて、様々なごみ減量施策を実施してきました。日頃からの市民や事業者の皆さまのご協力により、収集ごみ・資源量原単位は、年々減少を続けており、平成28年度（2016年度）は641.7g/人日となっています。

一方、多摩地域の26市では、収集ごみ・資源量原単位の平均は596.3g/人日と小平市より少なく、少ない順で小平市は26市中22番目となっています。

※収集ごみ・資源量原単位とは、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源及び有害物の収集量（集団回収分は除く）の合計を、市民1人1日当たりに換算した数値です。

②収集ごみ量原単位※

同様に、収集ごみ量原単位を見ますと、小平市では、平成28年度（2016年度）は499.8g/人日となっています。

一方、多摩地域の26市では、収集ごみ量原単位の平均は435.4g/人日と小平市より少なく、少ない順で小平市は26市中24番目となっています。

※収集ごみ量原単位とは、燃えるごみ、燃えないごみ及び粗大ごみの収集量（集団回収分は除く）の合計を、市民1人1日当たりに換算した数値です。

表 1-3-1 多摩地域 26 市の収集ごみ・資源量原単位及び収集ごみ量
原単位の比較

平成28年度		
順位 (少ない順)	自治体名	収集ごみ・ 資源量 原単位 (g/人日)
1	府中市	526.7
2	立川市	540.3
3	西東京市	549.7
4	東村山市	553.5
5	町田市	553.8
6	多摩市	555.0
7	東大和市	557.5
8	日野市	559.5
9	国分寺市	571.9
10	清瀬市	574.1
11	稲城市	575.0
12	小金井市	576.3
13	東久留米市	580.6
14	三鷹市	582.1
15	狛江市	586.8
16	昭島市	592.0
17	調布市	600.7
18	青梅市	604.6
19	八王子市	607.4
20	国立市	638.5
21	福生市	641.2
22	小平市	641.7
23	武蔵野市	643.2
24	羽村市	647.1
25	武蔵村山市	666.9
26	あきる野市	778.9
26市平均		596.3

平成28年度		
順位 (少ない順)	自治体名	収集ごみ量 原単位 (g/人日)
1	立川市	360.6
2	府中市	362.1
3	西東京市	362.2
4	国分寺市	370.0
5	三鷹市	372.1
6	調布市	377.0
7	小金井市	386.4
8	東村山市	391.2
9	東大和市	412.7
10	清瀬市	424.9
11	日野市	426.6
12	昭島市	433.7
13	多摩市	434.9
14	狛江市	435.9
15	東久留米市	437.1
16	武蔵野市	439.1
17	羽村市	441.3
18	八王子市	451.9
19	町田市	453.6
20	福生市	461.7
21	稲城市	472.7
22	国立市	473.7
23	武蔵村山市	498.9
24	小平市	499.8
25	青梅市	502.8
26	あきる野市	636.6
26市平均		435.4

(注) 網掛けは、平成28年度時点で家庭ごみ有料化を実施していない自治体

(出典) (公財) 東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査(平成28年度統計)」

(平成29年(2017年)10月再発行)より作成

(2) 負担金の削減

小平市のごみの中間処理（焼却や破碎処理）を行っている小平・村山・大和衛生組合や、最終処分を行っている東京たま広域資源循環組合の負担金は、搬入するごみの量に応じて変動します。そのため、ごみの減量を推進することによって、負担金を減らすことが課題となっています。

(3) 環境負荷や地域の負担の軽減

ごみ・資源を処理することにより、二酸化炭素などの環境負荷が発生します。小平市のごみは、小平・村山・大和衛生組合で中間処理をし、日の出町にある東京たま広域資源循環組合で最終処分しています。また、資源は小平市リサイクルセンターなどで中間処理をしていますが、ペットボトルと容器包装プラスチックについては、平成31年度（2019年度）から東大和市に設置する小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設で処理をする予定です。それぞれの施設の周辺地域の皆さまにはご負担をおかけしているため、ごみ減量を推進することにより環境負荷や地域の負担を軽減することが課題となっています。

(4) リデュースの推進

循環型社会形成推進基本法では、リデュースを3Rの中で最も優先順位を高くしており、簡易包装や詰替製品の使用、再利用可能な容器の使用など、市民がリデュースに取り組みやすい環境を整備する必要があります。

特に、レジ袋については、現状では大半はごみを捨てる袋などとして利用されています。しかし、家庭ごみ有料化の実施に伴い、燃えるごみ、燃えないごみ、容器包装プラスチックは指定袋による排出となりますので、ごみを排出する容器としてレジ袋を使用する頻度が少なくなります。そのため、マイバッグを持参してレジ袋を受け取らないなど、リデュースを推進するための施策が必要です。

(5) リサイクルの推進

平成28年度（2016年度）に実施した組成分析調査※によると、燃えるごみとして排出されたものの中に、新聞紙や雑がみなどの可燃性資源が9.8%含まれており、このうち6.8%は雑がみでした。また、燃えないごみとして排出されたものの中に、現在は「プラスチック容器」として分別している硬質容器包装プラスチックが9.4%含まれていました。

これらは、本来は資源として収集すべきものであり、資源の分別の徹底やリサイクルを進めていくことが課題となっています。

また、燃えるごみの5.2%、燃えないごみの4.2%に軟質容器包装プラスチックが含まれていました。現在、軟質容器包装プラスチックは燃えるごみとして収集していますが、平成31年度（2019年度）からは新たに資源としての収集を予定していますので、市民に分別を求めていく必要があります。

※「組成分析調査」とは、ごみの中に含まれている資源化できるものの割合や分別が適正なものの割合を調べることを目的に行う調査で、排出された燃えるごみと燃えないごみの中身を47種類に分けて重さを測り、割合を算定しました。

表1-3-2 組成分析調査によるごみに含まれていた可燃性資源と容器包装プラスチックの割合

		燃えるごみとして排出されたものの中に含まれていた割合	燃えないごみとして排出されたものの中に含まれていた割合
可燃性資源	新聞紙・折込広告	0.7%	0.2%
	雑誌・書籍	1.0%	0.0%
	段ボール	0.3%	0.1%
	雑紙	6.8%	0.6%
	シュレッダー紙	0.1%	0.0%
	古布(古着)・ふとん	0.8%	0.3%
	ぬいぐるみ等	0.1%	0.0%
	合計	9.8%	1.2%
容器包装プラスチック	容器包装プラスチックのうち硬質のもの	1.1%	9.4%
	容器包装プラスチックのうち軟質のもの	5.2%	4.2%
	白色トレイ	0.0%	0.1%
	その他の発泡トレイ	0.0%	0.1%
	キャップ類	0.0%	0.2%
	チューブ	0.1%	0.7%
	発泡スチロール	0.0%	1.2%
	レジ袋・プラスチック袋(未使用)	0.3%	0.1%
	レジ袋(ごみを入れる内袋として使用)	0.6%	0.4%
	レジ袋(ごみを排出する袋として使用)	0.4%	0.6%
	合計	7.6%	17.2%

(注) 割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、端数処理の関係で合計と合わない場合もあります。

(出典) 小平市「小平市燃えるごみ組成分析調査報告書」(平成29年(2017年)

1月)及び小平・村山・大和衛生組合「小平・村山・大和衛生組合不燃・粗大ごみ処理施設ごみ組成分析調査報告書」(平成29年(2017年)1月)より作成

4 家庭ごみ有料化の実施状況と効果

(1) 実施状況

①全国

「全国市区町村の家庭ごみ有料化実施状況（2017年10月現在）」（調査実施者：山谷修作）によると、全国1,741自治体のうち63.5%に当たる1,105自治体で、市区では814自治体のうち57.2%に当たる466自治体で、家庭ごみ有料化を実施しています。平成22年（2010年）4月時点では、市区では809自治体のうち53.0%に当たる429自治体で実施しており、年々増加傾向にあります。

表1-4-1 全国の自治体の家庭ごみ有料化の実施状況

	総数	家庭ごみ有料化実施	家庭ごみ有料化実施率
市区	814	466	57.2%
町	744	519	69.8%
村	183	120	65.6%
市区町村	1,741	1,105	63.5%

（出典）山谷修作「全国市区町村の家庭ごみ有料化実施状況（2017年10月現在）」

②多摩地域

多摩地域の26市では、平成10年（1998年）10月に青梅市が最初に実施し、以後24市が実施しています。現在、家庭ごみ有料化を行っていないのは、小平市及び武蔵村山市の2市です。

表1-4-2 多摩地域26市における家庭ごみ有料化の実施状況

市名	導入年月
青 梅 市	平成10年10月1日
日 野 市	平成12年10月1日
清 瀬 市	平成13年6月1日
昭 島 市	平成14年4月1日
福 生 市	平成14年4月1日
東 村 山 市	平成14年10月1日
羽 村 市	平成14年10月1日
調 布 市	平成16年4月1日
あきる野市	平成16年4月1日
八王子市	平成16年10月1日
武蔵野市	平成16年10月1日
稲 城 市	平成16年10月1日
小 金 井 市	平成17年8月1日
町 田 市	平成17年10月1日
狛 江 市	平成17年10月1日
西 東 京 市	平成20年1月1日
多 摩 市	平成20年4月1日
三 鷹 市	平成21年10月1日
府 中 市	平成22年2月2日
国 分 寺 市	平成25年6月1日
立 川 市	平成25年11月1日
東 大 和 市	平成26年10月1日
国 立 市	平成29年9月1日
東久留米市	平成29年10月1日

（出典）（公財）東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査（平成28年度統計）」

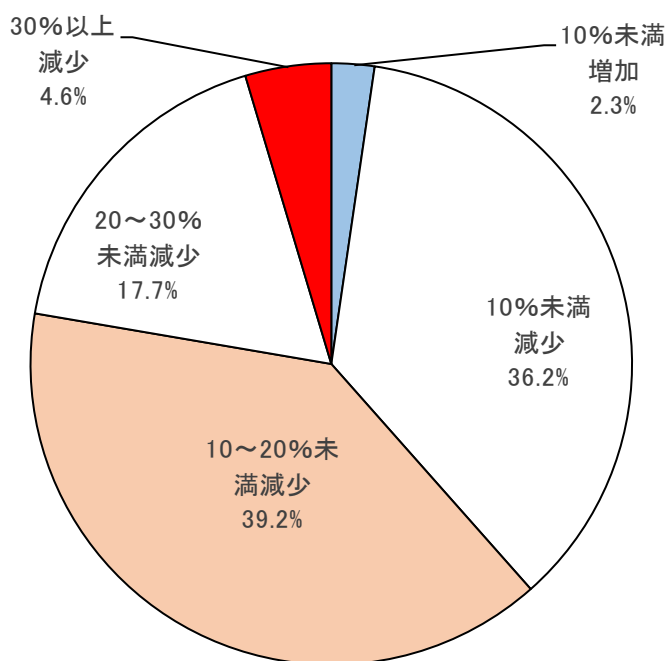
（平成29年（2017年）10月再発行）並びに国立市ホームページ及び東久留米市ホームページより作成

(2) ごみ減量効果

①全国

「第4回全国都市家庭ごみ有料化調査（2012年2～3月実施）」（調査実施者：山谷修作、調査対象：全国有料化市434市、有効回答市数：190市）によると、平成12年度（2000年度）以降に家庭ごみ有料化を実施した130市の収集ごみ・資源量原単位の減量効果は、実施前年度と実施翌年度を比較すると、「0～10%未満」が36.2%、「10～20%未満」が39.2%、「20～30%未満」が17.7%、「30%以上」が4.6%です。一方で「10%未満」増加した自治体は2.3%です。

図1-4-1 家庭ごみ有料化を実施した自治体の収集ごみ・資源量原単位の減量効果（全国）



（出典）山谷修作「第4回全国都市家庭ごみ有料化調査（2012年2～3月実施）」

②多摩地域

多摩地域の中でも直近で家庭ごみ有料化を実施した10市について、実施前年度と実施翌年度を比較すると、収集ごみ・資源量原単位は6.2%～16.5%、平均して11.6%の減量となっています。

表1-4-3 直近で実施した10市の収集ごみ・資源量原単位の減量効果
(多摩地域)

市名	収集ごみ・資源量原単位(g/人日)			実施前年度 に対する実施 翌年度の減 量率
	実施 前年度	実施 年度	実施 1年後	
小金井市	733.4	730.4	687.8	6.2%
町田市	721.2	706.7	630.7	12.5%
狛江市	793.9	771.7	715.7	9.9%
西東京市	677.2	645.9	578.1	14.6%
多摩市	675.9	592.4	585.6	13.4%
三鷹市	660.1	629.9	606.7	8.1%
府中市	643.5	640.3	537.3	16.5%
国分寺市	655.4	609.6	583.7	10.9%
立川市	607.4	595.1	544.4	10.4%
東大和市	646.1	606.6	560.6	13.2%
平均	681.4	652.9	603.1	11.6%

(出典) (公財) 東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」各年度統計より作成

(3) ごみ減量効果の持続

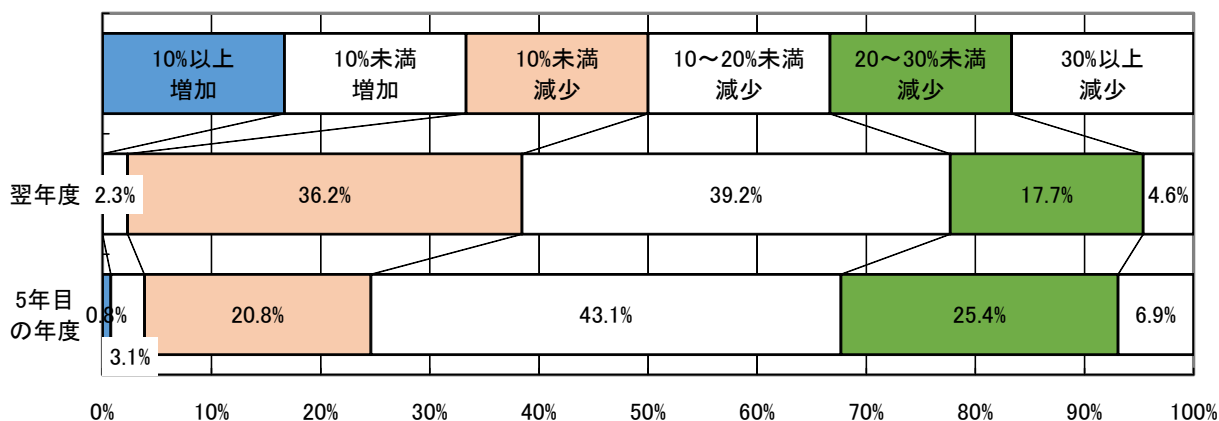
家庭ごみ有料化によって一時的にごみ量が減少しても、減量効果が持続しないのではないかと懸念があります。

「第4回全国都市家庭ごみ有料化調査（2012年2～3月実施）」（調査実施者：山谷修作、調査対象：全国有料化市434市、有効回答市数：190市）によると、平成12年度（2000年度）以降に家庭ごみ有料化を実施した130市の燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみの減量効果は、5年目の年度は実施翌年度と比較してごみ量が増加に転じた市もわずかながら見られましたが、全体的に見ると、ごみの減量が進んでいる傾向にあります。

多摩地域においても、直近で家庭ごみ有料化を実施した10市では、ごみの減量効果が持続していることが確認できます。

そのため、手数料の料金体系や、同時に実施する3Rの推進施策などの制度を整えることで、ごみ減量効果は持続すると考えられます。

図1-4-2 家庭ごみ有料化実施の実施翌年度と実施5年目の年度の収集ごみ・資源量原単位の減量効果の比較（全国）



(注)割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、端数処理の関係で合計しても100%とならない場合があります。

(出典) 山谷修作「第4回全国都市家庭ごみ有料化調査（2012年2～3月実施）」

表1-4-4 直近で家庭ごみ有料化を実施した10市の収集ごみ・資源量
原単位と減量率の推移（多摩地域）

上段:収集ごみ・資源量原単位(g/人日)
下段:実施前年度からの減量率

市名 実施年月日	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
小金井市 平成17年8月1日実施	733.4	730.4	687.8	654.2	629.2	612.1	603.3	594.8	587.7	589.3	582.1	580.2	576.3
			6.2%	10.8%	14.2%	16.5%	17.7%	18.9%	19.9%	19.6%	20.6%	20.9%	21.4%
町田市 平成17年10月1日実施	721.2	706.7	630.7	613.1	601.5	587.8	581.9	577.7	569.9	567.8	564.3	559.7	553.8
			12.5%	15.0%	16.6%	18.5%	19.3%	19.9%	21.0%	21.3%	21.8%	22.4%	23.2%
狛江市 平成17年10月1日実施	793.9	771.7	715.7	702.1	680.7	663.3	645.6	640.4	634.9	629.2	609.4	605.0	586.8
			9.9%	11.6%	14.3%	16.5%	18.7%	19.3%	20.0%	20.7%	23.2%	23.8%	26.1%
西東京市 平成20年1月1日実施	691.1	688.9	677.2	645.9	578.1	570.2	577.4	570.6	567.1	575.2	569.0	562.2	549.7
					14.6%	15.8%	14.7%	15.7%	16.3%	15.1%	16.0%	17.0%	18.8%
多摩市 平成20年4月1日実施	701.1	680.9	679.1	675.9	592.4	585.6	586.2	587.3	581.2	575.0	565.1	564.0	555.0
						13.4%	13.3%	13.1%	14.0%	14.9%	16.4%	16.6%	17.9%
三鷹市 平成21年10月1日実施	702.4	702.3	703.2	678.8	660.1	629.9	606.7	607.8	611.6	614.3	604.5	597.5	582.1
							8.1%	7.9%	7.3%	6.9%	8.4%	9.5%	11.8%
府中市 平成22年2月2日実施	739.5	733.3	708.1	667.6	643.5	640.3	537.3	550.5	553.0	548.8	539.7	539.4	526.7
							16.5%	14.5%	14.1%	14.7%	16.1%	16.2%	18.1%
国分寺市 平成25年6月1日実施	736.5	734.9	719.9	696.8	679.2	663.9	664.3	659.5	655.4	609.6	583.7	578.4	571.9
											10.9%	11.7%	12.7%
立川市 平成25年11月1日実施	680.8	678.3	676.0	646.2	629.1	610.7	609.2	607.6	607.4	595.1	544.4	544.5	540.3
											10.4%	10.4%	11.0%
東大和市 平成26年10月1日実施	791.3	811.5	794.4	769.6	741.5	688.6	679.9	647.5	636.0	646.1	606.6	560.6	557.5
												13.2%	13.7%

(出典) (公財) 東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」各年度統計より作成

第2章 小平市が実施する家庭ごみ有料化及び戸別収集のあり方

1 家庭ごみ有料化の方法

(1) 実施時期

平成31年(2019年)4月1日から実施します。

(2) 対象範囲

表2-1-1 有料で収集する品目及び無料で収集する品目の一覧

有料で収集する品目	無料で収集する品目
<ul style="list-style-type: none">燃えるごみ燃えないごみ容器包装プラスチック	<ul style="list-style-type: none">容器包装プラスチック以外の資源(ビン、カン、ペットボトル、紙類、段ボールなど)紙おむつボランティア清掃で回収されたごみ枝木、落ち葉等

①有料で収集する品目

家庭ごみ有料化の対象を、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」及び「容器包装プラスチック」とします。

燃えるごみ及び燃えないごみは、リデュースとリサイクルを推進するため、家庭ごみ有料化の対象とします。

また、現状では「プラスチック容器」として分別している硬質のものと、「燃えるごみ」として分別している軟質のものを合わせて、今後は「容器包装プラスチック」として区分します。その容器包装プラスチックについては、収集・選別作業に多大な経費がかかっている状況を踏まえ、使い捨て容器の使用の抑制、適正な分別・資源化の徹底など、燃えるごみ及び燃えないごみと同様に、リデュースとリサイクルを推進する必要があるため、家庭ごみ有料化の対象に含めます。

②無料で収集する品目

家庭ごみ有料化の対象としている、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」及び「容器包装プラスチック」以外の品目(ビン、カン、ペットボトル、紙類、段ボールなど)については、引き続き、無料で収集します。

また、家庭ごみ有料化の対象としている品目のうち、「紙おむつ」、「ボランティア清掃で回収されたごみ」、「枝木、落ち葉等」については、対象から除外し、引き続き、無料で収集します。

ア 紙おむつ

紙おむつは、子育て世帯や介護世帯から排出され、減量は困難なことから、家庭ごみ有料化の対象から除外します。そのため、透明または半透明の袋で他のごみが混入していない状態で排出された場合に無料で収集します。

イ ボランティア清掃で回収されたごみ

地域の環境美化推進のため、ボランティア清掃で回収されたごみについては、透明または半透明の袋で、正しく分別され、他のごみが混入していない状態で、市で配布したシールをごみ袋に貼付して排出された場合に無料で収集します。

ウ 枝木、落ち葉等

地域の緑化推進のため、枝木については、長さ50cm・直径30cm未満で、ひもで束ねた状態で排出された場合（1回の排出に当たり5束まで）や、落ち葉等については、透明または半透明の袋（1回の排出に当たり5袋まで）で他のごみが混入していない状態で排出された場合に無料で収集します。

（3）手数料負担の仕組み

①料金体系

「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、家庭ごみの手数料の料金体系については、『排出量に応じて排出者が手数料を負担する「排出量単純比例型（単純従量制）」が最も簡便で住民にわかりやすい方式である』としており、全国の約90%の市町村が採用しています。

多摩地域で家庭ごみ有料化を実施している24市でも「単純従量制」を採用していること、また『排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する「一定量無料型（超過量従量制）」』などに比べ、ごみの減量が持続し、リバウンドも起こりにくいことから、小平市においても「単純従量制」を採用します。

②手数料の徴収方法

手数料の徴収方法としては、手数料を上乗せした「シール制」と「指定袋制」が考えられます。

「シール制」については、シール自体が小さいため取り扱いや保管が容易なこと、レジ袋などをごみ袋として使用できるなどのメリットがあります。しかし、指定袋でないため袋の容量が一定でなく、容量に見合った金額のシールを貼ることが難しいため、排出容量に応じた料金の徴収が困難になります。また、シールがはがれてしまうと適正に排出されたごみなのか確認ができないことなどのデメリットもあります。

一方、「指定袋制」については、市民にとって取り扱いが容易でごみ減量の効果が実感しやすいこと、負担の公平性が確保できるなどのメリットがあり、排出容量に応じた料金を徴収することやごみの適正排出の確認をすることが可能となります。「一般廃棄物処理有料化の手引き」によると、全国では90%以上の市町村が、また、多摩地域では家庭ごみ有料化を実施している24市のいずれもが採用しており、小平市においても、**「指定袋制」を採用**します。

指定袋の大きさは、家族構成などによってごみの排出量に差が生じることから、5ℓ、10ℓ、20ℓ、40ℓの4種類を作成します。ただし、容器包装プラスチックについてはかさばるため、5ℓ袋は作成しません。これにより、各世帯の排出量に応じた手数料の徴収が可能になります。

③手数料の支払方法

手数料の支払方法は、市が指定する取扱店で指定袋を購入することで、手数料を支払う方法とします。

指定袋の取扱店は、現在粗大ごみの廃棄物処理シールを取り扱っている販売店のほか、市内の小売店、スーパーマーケット及びコンビニエンスストアなどにも広く依頼します。

なお、市民の利便性を考慮し、指定袋を広い範囲で購入できるよう、近隣市での取り扱いも依頼します。

(4) 手数料の設定

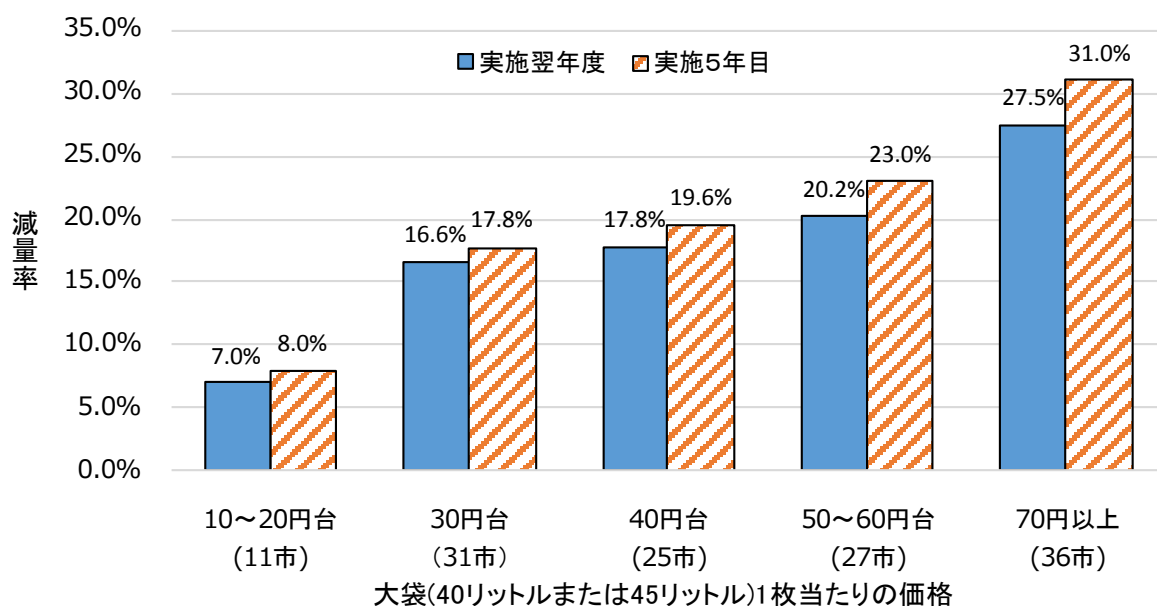
「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、手数料の料金水準について、リデュースやリサイクルの推進への効果、住民の受容性、周辺市町村における料金水準、以上の3点について考慮することとしています。

①リデュースやリサイクルの推進への効果

「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、リデュースを推進するために、リデュースを促す程度の料金水準とする必要があり、家庭ごみ有料化を導入している市町村の事例を参考とすることが考えられるとしています。また、リサイクルを推進するためには、資源の手数料をごみの場合と比較して安くすることが適当であるとしています。

「有料化の価格帯別減量効果（2016年2月集計）」（調査実施者：山谷修作）によると、大袋（40ℓまたは45ℓ）1枚当たりの価格と収集ごみ量の関係は、価格が高くなるほど収集ごみ量の減量効果が大きくなる傾向が見られます。

図2-1-1 家庭ごみ有料化実施自治体の大袋の価格と収集ごみ量
（平成12年度（2000年度）以降、単純従量制による家庭ごみ有料化を導入した130市）



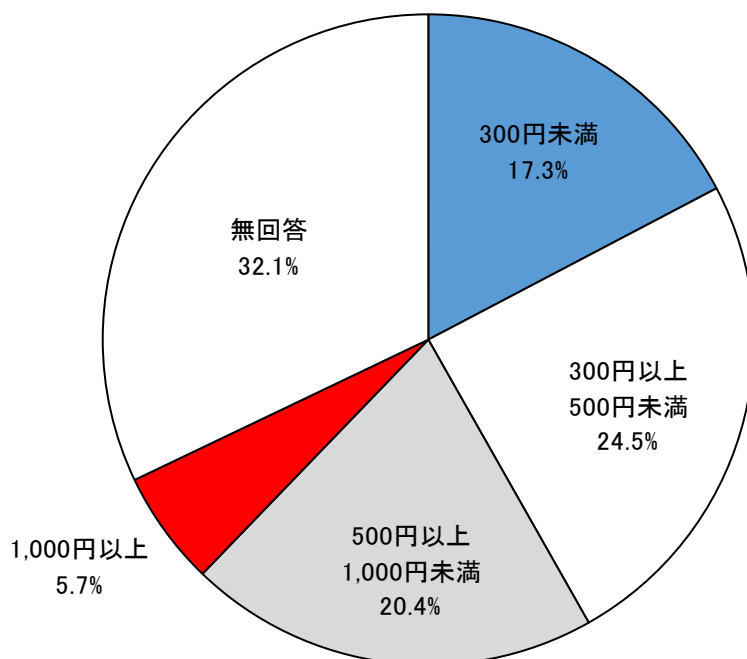
（出典）山谷修作「有料化の価格帯別減量効果（2016年2月集計）」

②市民の受容性

「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、有料化制度を円滑かつ効果的に運営するために、住民の受容性に配慮することが適切であるとしています。

平成29年（2017年）1月に小平市が実施した市民アンケートの結果では、家庭ごみを有料化した場合の負担額について、受容できる金額（月額）は「300円未満」が17.3%、「300円以上500円未満」が24.5%、「500円以上1,000円未満」が20.4%、「1,000円以上」が5.7%、「無回答」が32.1%となっています。

図2-1-2 市民アンケート調査による受容できる金額（月額）



（出典）小平市「小平市ごみ・資源に関するアンケート調査報告書」
（平成29年（2017年）1月）

③周辺市における料金水準

多摩地域の家庭ごみ有料化を実施している自治体の多くが、月額500円程度またはごみ処理経費の20～25%を、手数料設定の条件としている状況です。

直近で家庭ごみ有料化を実施した12市の手数料額は、燃えるごみ・燃えないごみは、2円/ℓが最も多くなっています。また、容器包装プラスチックについても、12市中8市が有料としています。

表2-1-2 直近で家庭ごみ有料化を実施した12市の手数料額(多摩地域)

自治体名	1枚当たりの袋の値段							
	燃えるごみ・燃えないごみ				容器包装プラスチック			
	50袋	100袋	200袋	400袋	50袋	100袋	200袋	400袋
小金井市 (平成17年8月1日実施)	10円	20円	40円	80円	10円	20円	40円	80円
町田市 (平成17年10月1日実施)	8円	16円	32円	64円	—	—	16円	32円
狛江市 (平成17年10月1日実施)	10円	20円	40円	80円	燃えるごみとして収集			
西東京市 (平成20年1月1日実施)	7.5円	15円	30円	60円	—	5円	10円	20円
多摩市 (平成20年4月1日実施)	7円	15円	30円	60円	—	—	10円	—
三鷹市 (平成21年10月1日実施)	9円	18円	37円	75円	無料			
府中市 (平成22年2月2日実施)	10円	20円	40円	80円	5円	10円	20円	40円
国分寺市 (平成25年6月1日実施)	10円	20円	40円	80円	無料			
立川市 (平成25年11月1日実施)	10円	20円	40円	80円	無料			
東大和市 (平成26年10月1日実施)	10円	20円	40円	80円	10円	20円	40円	80円
国立市 (平成29年9月1日実施)	10円	20円	40円	80円	5円	10円	20円	40円
東久留米市 (平成29年10月1日実施)	10円	20円	40円	80円	5円	10円	20円	40円

(注)町田市では、平成28年4月より、一部の地域(JR横浜線の南側)のみ、容器包装プラスチックの有料化を実施しています。

(出典)(公財)東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査(平成28年度統計)

(平成29年(2017年)10月再発行)並びに国立市ホームページ及び東久留米市ホームページより作成

④小平市における手数料

小平市における手数料は、「燃えるごみ」及び「燃えないごみ」を 2円/ℓ、「容器包装プラスチック」を 1円/ℓとします。

減量効果については、料金水準が高くなるほど排出抑制効果も高くなる傾向が見られ、大袋（40ℓまたは45ℓ）1枚当たり70円以上で、最も高い減量効果が見られます。

周辺市における料金水準は、燃えるごみ・燃えないごみで約2円/ℓ、容器包装プラスチックについては、燃えるごみとして収集している狛江市を除き、三鷹市、国分寺市及び立川市が無料、町田市、西東京市、多摩市、府中市、国立市及び東久留米市が燃えるごみ・燃えないごみの半額もしくは半額以下、小金井市及び東大和市が燃えるごみ・燃えないごみと同額になっています。

そのため、燃えるごみと燃えないごみについては、減量効果と周辺市における料金水準を考慮して2円/ℓとし、容器包装プラスチックについては、リデュースとともにリサイクルの推進や徹底を図るためにごみに比べて安く設定し、金額は周辺市における料金水準を考慮して1円/ℓと設定して、1世帯当たりの平均負担額（月額）を試算したところ、466円という結果になりました。この金額は500円未満という多くの市民が受容できる金額と考えられます。

表 2-1-3 1世帯当たりの平均負担額の試算

	燃えるごみ	燃えないごみ	容器包装 プラスチック	合計
分別変更・資源化の徹底をした場合に推計される 1人当たりの年間排出容量	680ℓ	475ℓ	305ℓ	1,460ℓ
容量当たりの単価	2円/ℓ	2円/ℓ	1円/ℓ	—
1人当たりの負担額(年間)	1,360円	950円	305円	2,615円
小平市平均世帯人数2.13人当たりの負担額(年間)	2,897円	2,024円	650円	5,571円
小平市平均世帯人数2.13人当たりの負担額(月間)	242円	169円	55円	466円

(5) 小平市の指定袋の仕様

①種類と金額

指定袋の色は、燃えるごみ用は黄色、燃えないごみ用は乳白色、容器包装プラスチック用は青色の3色・11種類を作成します。

表2-1-4 指定袋の種類と金額

種類	色	単価	容量	袋1枚当たりの手数料
燃えるごみ用袋	黄色	2円/ℓ	5ℓ	10円
			10ℓ	20円
			20ℓ	40円
			40ℓ	80円
燃えないごみ用袋	乳白色	2円/ℓ	5ℓ	10円
			10ℓ	20円
			20ℓ	40円
			40ℓ	80円
容器包装 プラスチック用袋	青色	1円/ℓ	10ℓ	10円
			20ℓ	20円
			40ℓ	40円

②品質と加工

指定袋の品質については、安全で利用しやすいものを選定します。

また、視覚障がい者が手触りで判別できるような加工や、カラスによる荒らし被害を軽減できるような加工を施します。

(6) 減免措置

家庭ごみ有料化は、市民の新たな経済的負担を伴うため、社会的配慮が必要な世帯に対して、経済的負担の軽減を考慮し、手数料を減免します。

手数料の減免については、天災その他特別の理由があると認めるときに行うほか、子育て支援や高齢者福祉及び障がい者福祉などの点から、市が設定する減免基準（表2-1-5）に該当する場合、該当者の申請等に基づき審査を行い、適用します。ただし、減免は、ごみの減量化や費用負担の公平性の確保という家庭ごみ有料化の目的を考慮し、負担すべき費用のすべてを免除するのではなく、市が設定する交付枚数（表2-1-5）を限度として交付する方法により手数料の一部を免除することとし、対象者にも一定のごみ減量の努力を促すような仕組みとします。

なお、世帯人数によってごみの排出量は異なることから、1人世帯では100袋、2人または3人世帯では200袋、4人以上の世帯は400袋を交付することとします。

表2-1-5 減免措置の対象世帯と指定袋の交付枚数（案）

対象世帯	指定袋の交付枚数 (年間)
①「生活保護法」の扶助を受ける者の属する世帯	燃えるごみ 用袋 100枚
②「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の扶助を受ける者の属する世帯	
③「児童扶養手当法」の児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯	
④「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」により特別児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯	
⑤「国民年金法」の遺族基礎年金の支給を受ける者の属する世帯	燃えないごみ 用袋 10枚
⑥「身体障害者福祉法」の規定による身体障害者手帳を所持する者※の属する世帯で、かつ市民税非課税の者のみで構成される世帯 ※障害の程度が1級又は2級と記載された者に限り対象となります。	
⑦東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳を所持する者※の属する世帯で、かつ市民税非課税の者のみで構成される世帯 ※障害の程度が1度又は2度と記載された者に限り対象となります。	
⑧「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者※の属する世帯で、かつ市民税非課税の者のみで構成される世帯 ※障害の程度が1級と記載された者に限り対象となります。	容器包装プラ スチック用袋 50枚
⑨天災又は火災等の被害を受けた世帯	
⑩特別の理由により市長が認めた世帯	市長が定める 枚数

【備考】

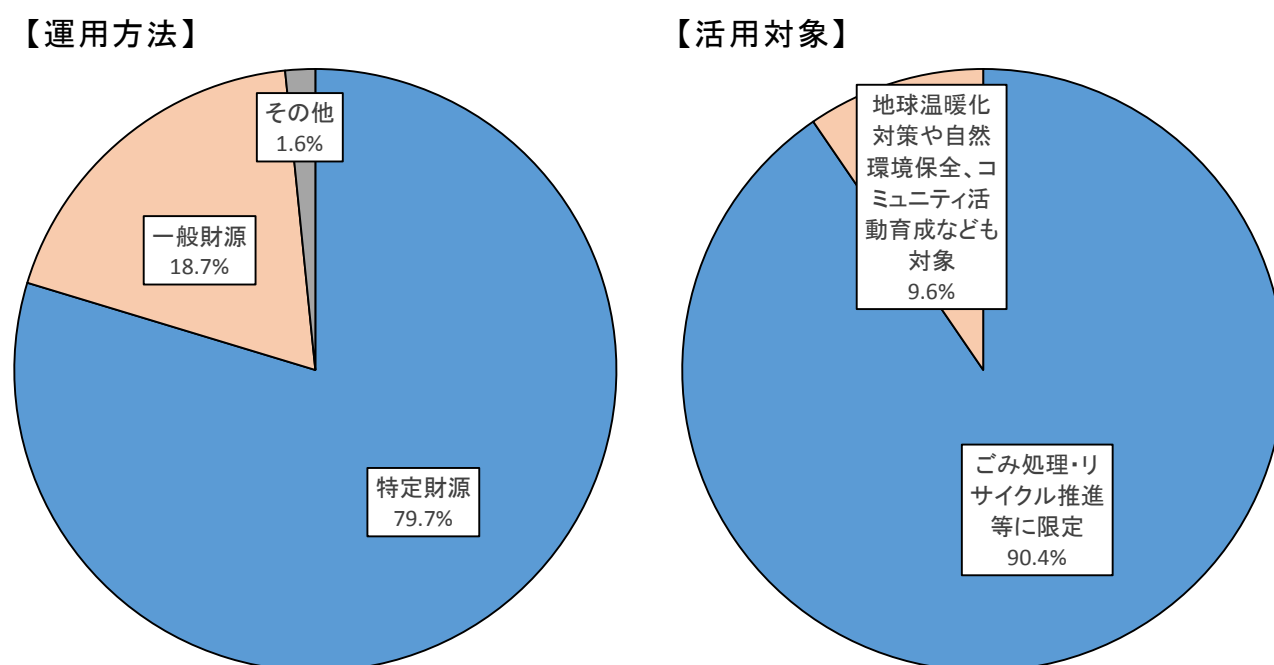
- 1 指定袋の枚数は、1世帯につき1年当たりの枚数とし、市長が決定する免除の期間に応じてあん分して得た枚数を交付します。
- 2 複数の区分が該当する場合でも、交付枚数はひとつの区分の枚数となります。

(7) 手数料収入の使い道

「第4回全国都市家庭ごみ有料化調査(2012年2～3月実施)」によると、手数料収入については、79.7%の自治体が特定財源として運用(区分)しています。また、手数料の活用方法については、90.4%の自治体のごみ処理・リサイクル推進等に限定していますが、9.6%の自治体が地球温暖化対策などの施策にも活用しています。

小平市では、手数料収入を特定財源として運用(区分)し、家庭ごみ有料化及び戸別収集に伴う経費や3Rの推進施策に活用することとします。

図2-1-3 手数料収入の運用方法及び活用対象(全国)



(出典) 山谷修作「第4回全国都市家庭ごみ有料化調査(2012年2～3月実施)」

表2-1-6 平成31年度以降の家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行による主な収入と支出の見込み額(概算)

●主な収入	
・指定袋の売上	4億1,000万円
●主な支出	
・指定袋等の作成・管理等	1億7,000万円
・指定袋等の販売手数料	3,600万円
・ごみ・資源の収集運搬(戸別収集の実施による増加分)	2億700万円
合計	4億1,300万円

※ その他、平成30年度の準備期間については、戸別収集実施調査、コールセンターの設置、市報特集号の全戸配布などを予定しております。

2 戸別収集の方法

現在、小平市では、10から15世帯を基本に集積所を設ける「ステーション収集」を実施していますが、多摩地域では、26市中22市が各世帯の敷地内から収集する「戸別収集」を実施しています。小平市でも排出者責任の明確化を図るため、家庭ごみ有料化の実施に合わせて、「戸別収集」を実施します。

表2-2-1 多摩地域26市におけるごみの収集方法

市名	収集方式
八王子市	戸別収集
立川市	戸別収集
武蔵野市	戸別収集
三鷹市	戸別収集
青梅市	戸別収集
府中市	戸別収集
昭島市	戸別収集
調布市	戸別収集
町田市	戸別収集・ステーション収集
小金井市	戸別収集
小平市	ステーション収集
日野市	戸別収集
東村山市	戸別収集
国分寺市	戸別収集
国立市	ステーション収集
福生市	戸別収集
狛江市	戸別収集
東大和市	戸別収集
清瀬市	ステーション収集
東久留米市	戸別収集
武蔵村山市	ステーション収集
多摩市	戸別収集
稲城市	戸別収集
羽村市	戸別収集
あきる野市	戸別収集
西東京市	戸別収集・ステーション収集

(注)町田市及び西東京市については、資源のみステーション収集を行っている。

(出典) (公財) 東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査 (平成28年度統計)
(平成29年(2017年)10月再発行) 及び東久留米市ホームページより作成

(1) 実施時期

平成31年(2019年)4月1日から実施します。

(2) 実施方法

全ての品目について出す場所が、集積所から各戸の敷地内に変更となります。ただし、建物単位の排出になりますので、集合住宅については、敷地内の集積所への排出に変更はありません。

なお、これまで敷地内に集積所を設けておらず、住まいの近くの集積所に排出していた集合住宅でも、戸別収集に伴い、今後は新たに敷地内に集積所を設けていただくこととなります。

戸別収集の具体的なごみ・資源の排出場所については、今後、各世帯の調査を行い、状況に応じてきめ細かに対応します。

(3) 期待される効果

①排出者責任の明確化と排出マナーの向上

戸別収集の実施により、そのごみを誰が出したかが明確になります。また、ステーション収集ではマナー違反のごみが排出された場合に排出者が特定しにくいという問題がありますが、戸別収集では、不適正排出に対する指導が行いやすくなります。戸別収集の実施により、排出者責任が明確化し、ごみ・資源の排出マナーの向上が期待されます。

②ごみ出しが困難な世帯へのサービス向上

ステーション収集では、高齢者や障がい者など、集積所へのごみ出しが困難な世帯があり、超高齢社会の到来に伴い、今後、このような世帯の増加が予想されます。戸別収集の実施により、ごみ出しが困難な世帯へのサービスの向上が期待されます。

③街の美観の向上

ステーション収集では、特に繁華街や通行人の多い集積所などで、不法投棄が見受けられます。また、管理が行き届いていない集積所では、カラスや猫などによる被害があり、街の美観が損なわれています。戸別収集の実施により、街の美観の向上が期待されます。

④地域の負担の軽減

ステーション収集では、集積所の管理は使用する市民に委ねられており、集積所によっては、カラスや猫による被害の防止や収集後の清掃などの管理を特定の人が負担しているケースや、管理する人がいない集積所が見受

けられます。戸別収集の実施により、集積所の管理にかかわる地域の負担軽減が期待されます。

(4) 課題への対応

①収集経費の増加への対応

戸別収集では、ごみの収集箇所が増加により、収集経費の増加が見込まれます。経費の増加分を可能な限り少なくするため、市民の利便性を損なわないよう配慮しながらも、収集頻度の適正化を図ります。

②収集事業者への意識付け

戸別収集により、各世帯の敷地内から収集することになるため、収集作業員はこれまで以上に市民とのコミュニケーションを図る必要があります。また、新たな収集ルートでは、特に安全運転が求められます。

収集事業者においては、市民とのコミュニケーションや、敷地内への入り方などの実際の収集方法、安全運転、トラブル時の対処方法などについて、収集作業員全員に対し、研修会をより一層行うなどし、意識付けの徹底を図っていきます。

③集積所の取り扱い

戸別収集の実施により、集合住宅以外の集積所が廃止になります。小平市が所有する集積所については、他の用途への転用などについて検討し、市有財産を有効に活用するよう努めます。

なお、戸別収集実施後は、集合住宅以外の集積所ではごみ出しができない旨の看板を、市が所有する集積所に掲示するほか、希望者に配布します。

表 2-2-2 戸別収集に期待される効果と課題への対応

期待される効果	
○ 排出者責任の明確化による、ごみ・資源の排出マナーの向上	
○ 高齢者や障がい者など、集積所へのごみ出しが困難な世帯へのサービスの向上	
○ 道路上の集積所の廃止による街の美観の向上	
○ 集積所の管理にかかわる地域社会の負担軽減	

課題	対応策
○ 収集経費の増加	○ 市民の利便性を損なわないよう配慮しながらも、収集頻度を適正化し、経費の増加を抑制する。
○ 収集作業員へ対する、市民とのコミュニケーションや安全運転への意識付けの徹底	○ 収集作業員に対する研修会をより一層行うなど、意識付けの徹底を図る。

3 円滑な実施に向けた取組

(1) 新たな収集体制の構築

①収集頻度の見直し

小平市では現在、燃えるごみを週2回、燃えないごみや資源を週1回、収集を行っています。一方、多摩地域26市では多くの市が、燃えないごみや資源の収集頻度について、より少ない頻度での収集を行っています。こうしたことを踏まえ、戸別収集への移行により見込まれる、収集経費の増加を可能な限り少なくするため、家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行に合わせて、収集頻度の変更を行います。

変更にあたっては、小平・村山・大和衛生組合に搬入している武蔵村山市や東大和市の収集頻度と大きな差異が生じないようにしつつ、燃えるごみについては現行の週2回のみとし、燃えないごみの収集を現在の週1回から4週に1回に、容器包装プラスチックについては現行の週1回のみとし、ビン・カン・ペットボトル・紙類・段ボールなど、その他の資源を週1回から2週に1回に変更するなど、収集頻度の見直しを行い、適正化を図ります。

表2-3-1 収集頻度の見直し

現状			平成31年4月以降			
分別区分	代表的な品目	収集頻度	分別区分	代表的な品目	収集頻度	手数料
燃えるごみ	生ごみ、資源にならない紙類や布類、紙おむつ、枝木・落ち葉等、 菓子袋などの軟らかい容器包装プラスチック など	週2回	燃えるごみ	生ごみ、資源にならない紙類や布類など	週2回	有料
				紙おむつ、枝木・落ち葉等		無料
燃えないごみ	陶磁器、ガラス、プラスチック製品、金属類、靴、ハンガー、傘、電話機など	週1回	燃えないごみ	陶磁器、ガラス、プラスチック製品、金属類、靴、ハンガー、傘、電話機など	4週に1回	有料
資源	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性のもの 新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、シュレッダーくず、古布類、ふとん ・不燃性のもの ビン、カン、ペットボトル、スプレー缶・ガスカートリッジ缶、ライター、金属製のなべ・やかん・フライパン、 プラスチック容器(硬くて形のある容器包装プラスチック) ・有害性のもの 電池、蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計 	週1回	容器包装プラスチック	菓子袋などの軟らかい容器包装プラスチック、硬くて形のある容器包装プラスチック	週1回	有料
			容器包装プラスチック以外の資源	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性のもの 新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、シュレッダーくず、古布類、ふとん ・不燃性のもの ビン、カン、ペットボトル、スプレー缶・ガスカートリッジ缶、ライター、金属製のなべ・やかん・フライパン ・有害性のもの 電池、蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計 	2週に1回	無料

②地区割りの細分化

現在、東地区と西地区の2地区に地区割りをし、収集を行っていますが、ごみ処理施設へ搬入する車両による渋滞の発生を回避し、施設への搬入量や搬入する車両の台数を日によって偏りをなくすために、収集の地区割りを5地区に細分化し、搬入量や搬入する車両の平準化を図ります。

表 2-3-2 細分化後の地区割り案

西地区	中島町・上水新町・たかの台・小川町・栄町・小川西町・小川東町・上水本町・上水南町・津田町・学園西町	A地区	中島町・たかの台・小川町1丁目・栄町・小川西町
	東地区	喜平町・学園東町・仲町・美園町・回田町・御幸町・鈴木町・天神町・大沼町・花小金井南町・花小金井	B地区
C地区			上水新町・上水本町・津田町・学園西町
D地区			美園町・天神町・大沼町・花小金井
		E地区	上水南町・喜平町・回田町・御幸町・鈴木町・花小金井南町

(2) 市民への周知啓発の徹底

家庭ごみ有料化を円滑に実施し、「意識の変化によるごみの減量や3Rの推進」、「負担の公平性の確保」、「ごみ処理に係る経費の削減」という目的を達成するためには、市民の十分な理解と協力が不可欠です。

そのため、本実施計画の策定にあたっては、素案についての市民説明会を行いました。今後も、できるだけ多くの情報交換の機会を設けるため、再度の市民説明会、自治会や少人数の集まりに出向いての説明、市報や市ホームページ等を活用しながら、周知啓発の徹底に努めます。

①市民説明会の開催

平成29年10月24日から11月4日にかけて全12回、本実施計画の素案についての市民説明会を開催しました。

今後も、家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行についての、市の考え方や実施内容についての説明を行うため、改めて市民説明会を開催します。

開催日程や時間、会場については、市民の多様なライフスタイルに対応し、多くの方が参加しやすくなるよう設定します。

②各種周知啓発

市民説明会には、時間等の都合により参加できない方がいることも想定されます。そのため、市報や市ホームページの他、様々な媒体や機会を積極的に活用し、家庭ごみ有料化等についての情報をお伝えしていきます。

- 市報、ごみ・リサイクル情報誌など、紙媒体の活用
- ホームページやごみ分別アプリの活用
- マスメディアを通じた情報提供
- 家庭ごみ有料化に関するパンフレットの作成
- 公共施設や商業施設へのポスター掲示
- ごみ集積所への掲示
- 自治会や集合住宅の管理会社などを通じての情報提供

(3) 市民との協働

小平市廃棄物減量等推進員などとの情報共有を図り、地域単位での分別指導などについて協力して、不適正排出の防止に努めます。

(4) ごみ減量のための併用施策の拡充

家庭ごみ有料化を実施している市町村では、有料化と並行して併用施策を実施しています。小平市でも、家庭ごみ有料化の実施に際しては、市民がこれまで以上に3Rに取り組めるような環境を整備するため、次のような取組を実施します。

①容器包装プラスチックの全量資源化

現在、「プラスチック容器」に分別し、資源として収集している硬質容器包装プラスチックに加え、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の稼働に合わせて、軟質容器包装プラスチックも分別収集・資源化の対象とします。これによって、分別がわかりやすくなり、ごみ減量を推進することができます。

②小型家電リサイクルの促進

イベントや拠点回収の実施のほか、市内公共施設に設置した回収ボックスや、宅配便による自宅回収サービスの利用を促進するなど、燃えないごみに該当する小型家電をリサイクルするために、市民がより排出しやすい環境の整備を検討します。

③陶磁器リサイクルの促進

燃えないごみに該当する陶磁器をリサイクルするために、年6回程度、日時と場所をあらかじめ決めて実施する拠点回収やイベント回収を行っておりますが、小平市リサイクルセンターにて常時対応できるよう、回収方法について検討します。

④雑がみリサイクルの促進

雑がみは、リサイクルすることができる資源です。この雑がみは、燃えるごみに混入してしまうことが多いことから、広報を強化し、分別の徹底を図ります。

⑤生ごみの減量（食物資源循環）の促進

燃えるごみの多くの割合を占める生ごみを減量するために、平成22年度（2010年度）から平成28年度（2016年度）まで、生ごみの減量と食物資源としてのリサイクルを目的とした「食物資源循環モデル事業」を実施してきましたが、平成29年度（2017年度）からは「食物資源循環事業」として本格実施しており、引き続き、堆肥化による資源循環に取り組めます。

また、食物資源（生ごみ）処理機器を購入した方への補助金の交付についても、更なる普及を図ります。

更に、食品ロスについて、発生の抑制と再利用の推進により、一層の減量を進めます。

⑥事業者との連携によるごみ減量施策の促進

拡大生産者責任の考え方にに基づき、小売店などの民間事業者による3Rを推進するため、3R推進に関する取組を行っている民間事業者を認定し、広報する仕組みを検討します。このことにより、事業者との連携を強化し、協力体制の構築を図ります。

(5) 不法投棄と不適正排出への対応

家庭ごみ有料化に伴い懸念される不法投棄や不適正排出の増加への対応策について検討します。

①不法投棄への対応

不法投棄については、現状でも発生している問題であり、警告看板の設置、パトロールなどにより、不法投棄が発生しないような対策を講じています。家庭ごみ有料化実施後は、警察との連携も図りながら、これまで以上に、対応を強化していきます。

②不適正排出への対応

指定袋に入れられていない、分別ができていない、あるいは収集日が異なるなどの、不適正に排出されたごみについては、回収できない理由を明示したシールを貼付して取り残すなどの対策を徹底するとともに、適正排出への指導を積極的に行います。また、分別区分に関する情報について、様々な媒体を用いて周知することで、不適正排出の防止に努めます。

(6) 情報公開

家庭ごみ有料化の実施後も、ごみ量の推移や、手数料収入額とその使い道などの家庭ごみ有料化に関する情報を、定期的に市民に公開していきます。

(7) 評価と見直し

家庭ごみ有料化に関する評価については、市の環境施策推進本部での内部チェックのうえ、小平市廃棄物減量等推進審議会に報告し、意見をとりまとめて、公表します。また、基本計画の見直しにあわせて、おおむね5年に1回の頻度で、制度の見直しについて検討します。

4 今後のスケジュール

今後のスケジュールは次のとおりです。

平成30年（2018年）6月には、小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例の改正案を市議会に提出する予定です。また、家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施に向けた市民説明会の実施や、自治会や少人数の集まりなどにも積極的に伺うなどし、制度の内容や新しいごみと資源の出し方などについて丁寧な説明を行います。その他、市報特集号や、新しいごみと資源の排出方法についてのカレンダー・パンフレットの全戸配布や、戸別収集に向けた各戸の排出場所の確認など、十分な周知と準備を行います。

その後、平成31年（2019年）4月1日に、家庭ごみ有料化及び戸別収集を実施いたします。

表2-4-1 今後の実施スケジュール（予定）

時期	内容
平成30年6月	小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例改正案の市議会への提出
平成30年7月～ 平成31年3月	家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行に向けた市民説明会の開催
平成31年1月～ 平成31年2月	新しいごみと資源の排出方法についてのカレンダー・パンフレットの全戸配布
平成31年3月	指定有料袋販売開始
平成31年4月～	小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設及び 小平市新リサイクルセンターの稼働
	家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施

資料編

資料	計画策定の経過	37
1	策定経過	37
2	小平市廃棄物減量等推進審議会（第12期）	38
	（1）審議の経過	38
	（2）委員名簿	39
	（3）諮問文（平成28年7月20日）	40
	（4）答申文（平成30年2月15日）	42
3	計画素案への意見（パブリックコメント・市民説明会）	44
	（1）パブリックコメント	44
	（2）市民説明会	45

資料 計画策定の経過

1 策定経過

年月日	事項
平成28年7月20日	小平市廃棄物減量等推進審議会（第12期）に市長より「家庭ごみ有料化・戸別収集への移行の実施内容について」諮問
平成28年11月21日、 同月22日、同月24日、 同月25日	燃えるごみ組成分析調査実施
平成28年11月11日～ 同月28日	市民アンケート調査実施
平成29年4月27日	計画策定の基本方針決定
平成29年9月14日	計画素案策定
平成29年10月12日～ 11月10日	計画素案に基づくパブリックコメント実施
平成29年10月24日～ 11月4日	計画素案に基づく市民説明会実施
平成30年2月15日	小平市廃棄物減量等推進審議会（第12期）より市長あて「家庭ごみ有料化・戸別収集への移行の実施内容について」答申
平成30年3月	小平市家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行実施計画策定

2 小平市廃棄物減量等推進審議会（第12期）

（1）審議の経過

回数	時期	態様	内容
第1回	平成28年7月20日	諮問 審議	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の互選 ・市長より諮問 ・一般廃棄物処理基本計画の数値目標（平成27年度実績）について）報告
第2回	平成28年9月14日	審議	<ul style="list-style-type: none"> ・小平市の廃棄物を取り巻く状況について ・一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて
第3回	平成28年10月25日	視察 審議	<ul style="list-style-type: none"> ・小平・村山・大和衛生組合、小平市清掃事務所、小平市リサイクルセンター及びリプレこだいら視察 ・市民アンケートについて
第4回	平成28年12月12日	調査	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ有料化について 講師 東洋大学経済学部教授 山谷修作先生
第5回	平成29年3月14日	審議	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ組成分析調査結果について ・市民アンケート調査結果について ・一般廃棄物処理基本計画中間見直し及び災害廃棄物処理計画における基本方針（骨子案）について ・小平市リサイクルセンターの整備における進捗状況について（報告） ・食物資源循環モデル事業の検証結果について（報告）
第6回	平成29年4月28日	審議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画中間見直し及び災害廃棄物処理計画策定について ・調査「家庭ごみ有料化について」（平成28年12月12日実施）のまとめ ・家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施について
第7回	平成29年6月21日	審議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画中間見直しについて ・災害廃棄物処理計画策定について ・家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施について
第8回	平成29年8月3日	審議	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長互選 ・一般廃棄物処理基本計画中間見直しについて ・災害廃棄物処理計画策定について ・家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施について ・小平市リサイクルセンターの整備における進捗状況について（報告）
第9回	平成29年9月26日	審議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画(改訂)素案について ・家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行実施計画(素案)について ・多摩地域ごみ有料化の効果について（講話）
第10回	平成30年1月16日	審議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画（改訂）案について ・家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行実施計画（案）について ・施設の進捗状況について（報告）
第11回	平成30年2月15日	審議 答申	<ul style="list-style-type: none"> ・答申について ・市長あて答申

(2) 委員名簿

役 務	氏 名	分 野
会長	藤原 哲重	学識経験者
副会長	渡辺 浩平	学識経験者
副会長	所澤 丈子	公募市民（平成29年7月26日付けで委員辞任）
委員 (副会長)	滝沢 三千代	公募市民（平成29年8月3日より副会長）
委員	青野 敬吾	公募市民
委員	伊集院 千津代	公募市民
委員	小川 泉	事業者（小平市清掃事業協同組合）
委員	木村 源一	公募市民
委員	熊井 久乃	公共代表（学校長）
委員	佐藤 滋記	公募市民
委員	下條 隆久	公募市民
委員	當間 隆	事業者（農業経営者）
委員	中野 とし子	事業者（小売店）
委員	馬場 優	公募市民
委員	林田 良子	市民団体代表（小平市ごみ減量推進実行委員会）
委員	福田 雄二	事業者（再資源化業者）
委員	福原 葉子	市民団体代表（生活協同組合）
委員	古川 浩二	事業者（大規模小売店）
委員	松本 節子	公募市民
委員	三澤 洸	公募市民（平成29年9月23日付けで委員辞任）

オブザーバー 東洋大学経済学部教授 山谷 修作（平成29年9月26日から）

(3) 諮問文 (平成28年7月20日)

平環資発第24号

平成28年7月20日

小平市廃棄物減量等推進審議会長 殿

小平市長 小林 正 則

諮 問 書

小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成4年小平市条例第25号)第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

「小平市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて」

「家庭ごみ有料化・戸別収集への移行の実施内容について」

2 諮問理由

別紙のとおり

市では、平成26年3月に策定しました小平市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という）では、来年度に中間見直しを行うこととしております。

今回の中間見直しでは、これまでの取組における達成状況を点検・評価したうえで、今後の5年間の取組をさらに推進するため、課題や施策等について幅広くご審議を賜りたく、諮問いたします。

次に、家庭ごみ有料化に関しましては、小平市廃棄物減量等推進審議会より平成13年に「市民に家庭ごみの処理費用の相応の負担を求めるべきである」との答申を受けております。また、東京都市長会では、「平成15年度までを目途に、全市において家庭ごみの有料化を進める」との政策提言が決定されております。さらに、国では、平成17年に「有料化の導入を推進すべき」との指針も示されております。

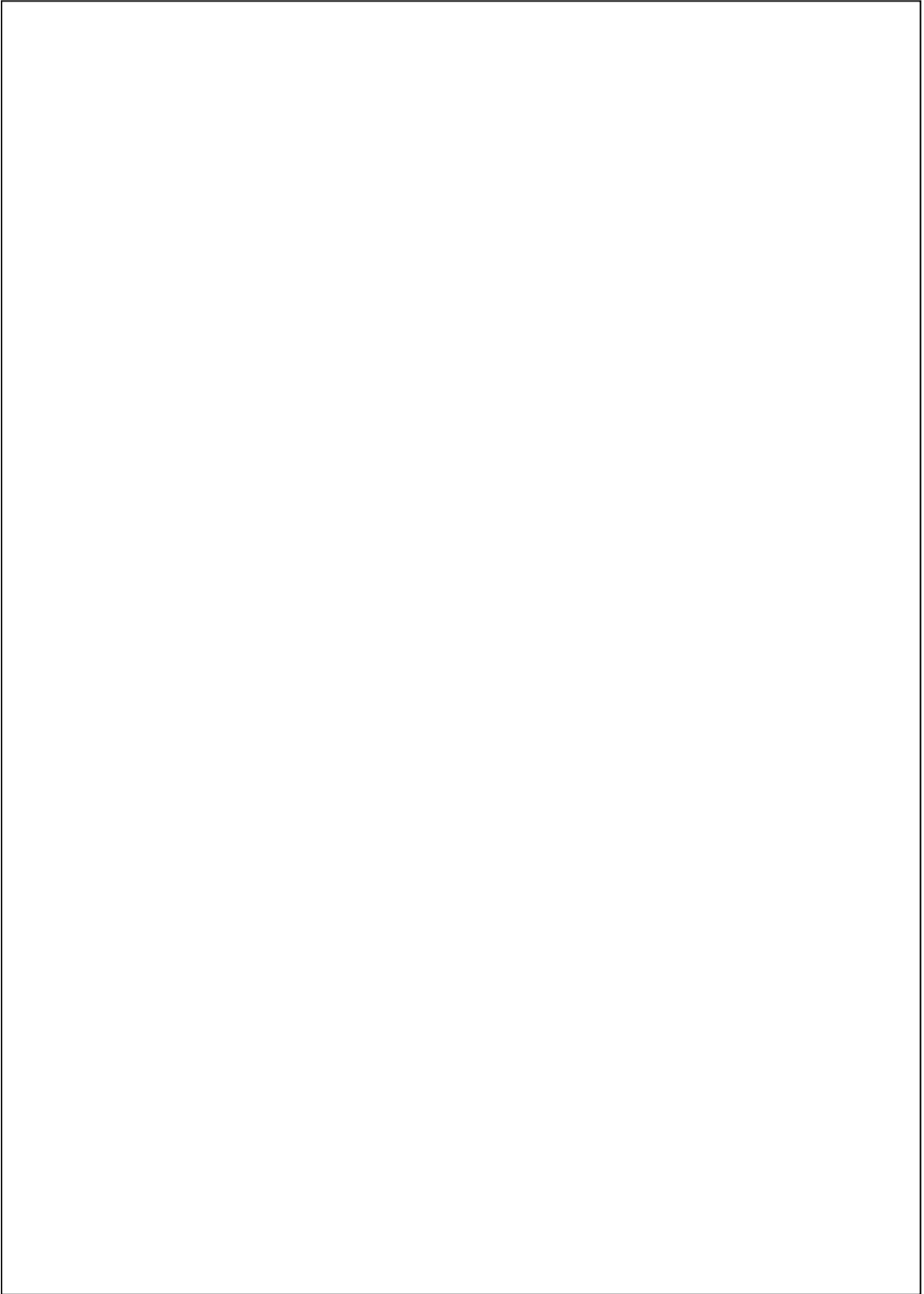
これらの経緯を踏まえ、本計画では、「家庭ごみの有料化・戸別収集への移行」を重点施策に位置付け、平成31年度を目途に実施することとしております。

同年度には、小平市リサイクルセンターの更新及び3市共同資源物処理施設の稼働により、これまで課題となっていた全量容器包装プラスチックの資源化が可能となり、家庭ごみ有料化の環境が整います。また、平成32年度には、不燃・粗大ごみ処理施設の更新、平成37年度には、ごみ焼却施設の更新を予定しており、平成32年度以降は、他市の清掃工場の支援を受けることが必要になります。さらに、新たな施設の建設にあたっては、施設規模を極力小さくすることが求められ、二ツ塚最終処分場の延命という課題もあり、ごみの減量化は不可欠な状況となっております。

家庭ごみの有料化の導入及び戸別収集への移行は、ごみの減量化及び資源化をより一層進めるための施策として重要な取組となるうえ、市民への影響も大きいため、平成31年度の3市共同資源物処理施設の稼働と同時期の実施に向けて、手数料の料金体系、高齢者や低所得者等に対する併用施策など「家庭ごみの有料化・戸別収集への移行」の実施内容について、ご審議を賜りたく、併せて諮問いたします。

(4) 答申文 (平成30年2月15日)





3 計画素案への意見（パブリックコメント・市民説明会）

（1）パブリックコメント

- ① 期間 平成29年10月12日から同年11月10日まで（30日間）
- ② 方法 市ホームページ、電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参
- ③ 閲覧場所 市ホームページ、市庁舎4階資源循環課、市庁舎1階市政資料コーナー及び東部・西部出張所

④ 意見募集の結果

合計195名437件（市ホームページ83名、電子メール19名、ファクシミリ19名、郵送25名、持参49名）

⑤ 意見等の分類（件数）

家庭ごみ有料化 (193件)	手数料・負担額	29件
	対象範囲・分別	47件
	指定有料袋	12件
	その他実施方法	17件
	目的・効果	69件
	拡大生産者責任	14件
	食物資源	3件
	集団回収	2件
	戸別収集 (126件)	実施方法
目的・効果		29件
鳥獣対策		17件
集積所の取扱		16件
収集時間		7件
その他 (118件)	経費・収支見込み	13件
	収集頻度	15件
	不法投棄・不適正排出	18件
	ごみ処理施設	8件
	周知・案内	25件
	説明会・パブコメ実施方法	12件
	出前講座	2件
	その他	25件

⑥ 意見等への対応状況

反映	18件
反映済み	34件
参考	376件
反映しない	9件

(2) 市民説明会

① 期間 平成29年10月24日から同年11月4日まで(全12回)

② 方法 参加者から直接意見を聴取

③ 開催会場、参加者数等

健康センター・全公民館 全12回

日程	会場	参加者数(名)
10月24日(火) 夜間	健康センター	41
10月27日(金) 午前	上宿公民館	91
10月27日(金) 午後	大沼公民館	114
10月28日(土) 夜間	小川西町公民館	77
10月29日(日) 午後	小川公民館	57
10月29日(日) 夜間	花小金井南公民館	21
10月30日(月) 夜間	なかまちテラス	51
10月31日(火) 午前	花小金井北公民館	85
11月1日(水) 夜間	津田公民館	63
11月3日(金・祝) 午前	上水南公民館	82
11月4日(土) 午後	鈴木公民館	110
11月4日(土) 夜間	中央公民館	51

※午前：午前10時～11時30分、午後：午後2時～3時30分、
夜間：午後7時～8時30分

④ 意見等の分類（件数）

家庭ごみ有料化 (115件)	手数料・負担額	11件
	対象範囲・分別	47件
	指定有料袋	18件
	その他実施方法	13件
	目的・効果	8件
	拡大生産者責任	7件
	食物資源	8件
	集団回収	3件
	戸別収集 (80件)	実施方法
目的・効果		3件
鳥獣対策		18件
集積所の取扱		6件
収集時間		8件
その他 (95件)	経費・収支見込み	16件
	収集頻度	11件
	不法投棄・不適正排出	22件
	ごみ処理施設	3件
	周知・案内	15件
	説明会・パブコメ実施方法	8件
	出前講座	2件
	その他	18件

⑤ 意見等への対応状況

反映	21件
反映済み	43件
参考	222件
反映しない	4件

小平市家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行実施計画

平成30年（2018年）3月発行

編集・発行

小平市環境部資源循環課

〒187-8701 東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話番号：(042) 346-9535

ファクシミリ：(042) 346-9555

電子メール：shigenjunkan@city.kodaira.lg.jp

¥240